

多治見市緑化公園課自動販売機設置事業者募集要項

1 目的

この要項は、都市公園の効用を全うするため自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により選定するために必要な手続きを定めたものです。この募集に参加される方は、募集要項及び、別紙仕様書をよく読み、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

2 公募物件

No.	施設名称	所在地	設置場所	占用面積	最低落札価格
1	東山中央公園	多治見市東山1丁目地内	別紙図面（屋外）	2.50㎡(幅2.5m×奥行1.0m)	90,000円

※占用面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※接続機器は、100V、15A以下とする（申込者が直接電力会社と契約する場合を省く）。

※最低落札価格は5年間の占用金額です。（18,000円/年）

※東山中央公園は設置実績有り。

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人又は法人が応募することができるものとします。

- （1）法人（清涼飲料を販売する業務）にあつては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては多治見市内で事業を営んでいること。
- （2）自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- （3）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- （4）前年度までに納付し、納入すべき市税その他の諸納付金を滞納していないこと。
- （5）多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年告示第200号）第3条に規定する個人又は法人等でないこと。

4 応募申込手続き

（1）申込方法

申込受付期間： 令和6年2月5日（月）～令和6年2月16日（金）

（土・日・祝日は除き、午前8時30分～午後5時）

提出場所： 多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所 3F 緑化公園課

提出方法： 直接持参してください（郵送、FAX等による提出は受け付けません）。

提出書類： 次の書類を各1部提出

① 入札参加申込書

② 法人の場合は、法人登記簿又は履歴事項全部証明書（写し）

個人の場合は、代表者の身分証明書、住民票（写し）

③ 法人の場合は、申込みをする事業所がある市区町村税完納証明書（写し）

〃 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（写し）

個人の場合は、事業主の市区町村税完納証明書（写し）

〃 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）（写し）

④ 応募資格要件（3）の許認可の免許証の写し（該当の場合のみ）

⑤ 会社（事業者）概要（会社のパンフレットでも結構です。）および自動販売機設置業務実績がわかるもの。

※各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のもの。

※市区町村税完納証明書が発行されない場合は、法人住民税（又は住民税）
及び固定資産税の直近の納税証明書でも可。

（２）質問の受付

応募に関し質問がある場合は、次に掲げるところにより書面で回答を求めることができます。
なお、質問書はe-mail（直接持参可）により提出するものとし、回答日時までに回答をします。
なお、e-mail送信後に必ず電話で受信確認をしてください。

- ① 提出期限： 令和6年1月30日（火）午後5時まで
- ② 提出場所： 多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所 3F 緑化公園課
TEL 0572-22-1356
e-mail midori@city.tajimi.lg.jp
- ③ 回答日時： 令和6年2月2日（金）午後5時までにe-mailにて回答

5 入札の手続き

（１）入札方法

- ① 入札は令和6年2月20日（火）午前10時に多治見市役所 3F みどりの会議室で行います。
- ② 入札書に記載する金額は、5年間の占用金額（非課税）を記載してください。なお、5年間の占用料は年度ごとに分割し納付していただく為、占用期間（5年間）で割り切れる金額を記載してください。
- ③ 入札書は封入・封緘し当日持参してください（郵送による入札は受け付けません）。
- ④ 代理人の方が入札される場合は、委任状を提出してください。
- ⑤ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので十分ご注意ください。

（２）入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し
- ② 入札書
- ③ 委任状（代理人が入札する場合必要）

（３）入札の無効

次の場合に該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者の入札
- ② 委任状を持参しない代理人の入札
- ③ 入札書の内容が訂正してある入札
- ④ 入札に不正のあった場合の入札

6 落札者の決定等

（１）落札者の決定

落札者は、多治見市が定める最低価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者として決定します。

落札者となるべき者が2人以上いる時には、直ちに「くじ」により落札者を決定します。

※「くじ」による落札者の決定については、多治見市競争入札事務執行要領第13条にもとづき行います。

7 公園施設設置許可の手続き

落札者は、落札決定の日から7日以内に公園施設設置許可申請書を提出するものとします。この後、緑

化公園課より許可書を発行します。これをもって設置事業者とします。

8 保証金について

占用物件の保証金として100,000円を納入していただきます（占用期間終了後に未払金等を精算し返金します）。

9 その他

- （1）設置事業者の決定後、入札結果については多治見市ホームページにおいて公表します。
- （2）天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがあります。この場合による損害は、各入札者の負担とします。
- （3）占用期間終了後、再度入札を行い設置事業者を決定します。

10 募集に関する問い合わせ先

多治見市役所 緑化公園課 公園緑地管理グループ 伊藤・小木曾
TEL 0572-22-1356